

(目的)

第1条 この条例は、苦小牧市議会議員の政治倫理に関する規律の基本的事項を定め、市民に信頼される議会を目指すことにより、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、誠実かつ公正にその使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、自他を問わず政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。

3 議員は、その地位及び言動が及ぼす影響の大きさを自覚し、市民又は市職員に対し、強制にわたることのないよう、自らの言動を律しなければならない。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうおそれのある行為並びにその職務に関し不正の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。

(2) 地位を利用して、公正を疑われるような金品の授受をしないこと。

(3) 市及び市が関係する団体(以下「市等」という。)が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、特定の業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らいをしないこと。

(4) 市等が行う許認可又は請負その他の契約に係る企業、団体及び事業主又はこれらの後援団体等から政治的、道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。

(5) 地位又は権限を利用して、市職員の公正な職務執行を妨げるような働きかけをしないこと。

(6) 市職員の採用、昇格、人事異動等に関し、不正な働きかけをしないこと。

(7) 地位を利用して、市職員に対し物品等の購入その他各種契約の締結を強要しないこと。

(8) 地位を利用して、ハラスメント(他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。)、嫌がらせ、威圧的な言動、過剰な要求その他の人権を侵害する行為をしないこと。

(審査の請求)

第4条 議員が前条の政治倫理基準に違反している疑いがあると認めるときは、2人以上の議員の連署をもって、その代表者からこれを証する書面を添えて、議長に審査の請求をすることができる。

2 前項の審査の請求の内容が議長に關係するときは、同項の規定にかかわらず、副議長に審査の請求をするものとする。この場合において、次条、第6条、第8条及び第9条中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。

(審査会の設置等)

第5条 議長は、前条の審査の請求があったときは、苦小牧市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、議員のうちから議長が選任する。ただし、審査の対象となった議員(以下「対象議員」という。)及び前条第1項の審査の請求をした議員は、委員となることができない。

4 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

5 委員の任期は、当該事案の審査結果について議長への報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、そのときまでとする。

6 委員は、審査の過程で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(政治倫理基準違反の審査)

第6条 審査会は、議長から審査を要請されたときは、政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。

2 審査会は、前項の審査を行うため、対象議員その他の者に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

4 審査会の会議は、原則公開する。ただし、出席委員の過半数の同意をもって公開しないことができる。

(対象議員の協力義務)

第7条 対象議員は、審査会の請求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して説明をしなければならない。

(議長への報告等)

第8条 審査会は、第6条第1項の規定により議長から審査を要請された日から60日以内にその審査結果を議長に報告しなければならない。ただし、特別な理由があると認められる場合は、審査期間を延長することができる。

2 議長は、前項の審査結果の報告を受けたときは、対象議員及び審査の請求をした議員に通知するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。

(必要な措置の実施)

第9条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による措置を講じたときに準用する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。